

## 教育長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市教育行政の円滑な運営を図るため、教育長等が教育委員会を代表し外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出基準を定めるものとする。

(交際費の支出範囲)

第2条 交際費の執行に当たっては、社会通念上、妥当と認められる範囲内で、必要最小限の支出に努めるものとする。

2 交際費の支出ができる相手方となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会の事務事業と直接、かつ、密接な関係にあるもの
- (2) 市教育振興の伸展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等があったもの
- (4) 教育長が特に必要と認めたもの

(支出区分等)

第3条 交際費は、前条第2項に掲げるものとの交際において、次の区分に基づき支出することができるものとする。

支出区分	内 容	金 額
会費	会費制で開催される各種会合等の参加に係る経費	会費相当額
祝費	慶事の際の生花及び飲食を伴う祝賀会等に係る経費	実費相当額とし、1万円を限度とする
弔費	葬儀、法要などにおける香典、供花、供物等の支出に係る経費	別表に定める額
見舞費	市教育功労者又は市教育関係者等の本人の病氣見舞に係る経費	社会通念上、妥当と認められる額
激励費	スポーツ、文化団体の活動において、優秀な成績をもって杵築市を代表し九州大会、全国大会等へ出場する場合の激励	社会通念上、妥当と認められる額
贈答費	来客や訪問先等（市教育行政運営上必要と認められる場合に限る）への土産品等に係る経費	社会通念上、妥当と認められる額
その他	市教育行政運営上、教育長が特に支出する必要があると認める経費	社会通念上、妥当と認められる額

(その他)

第4条 この基準は、社会情勢の動向とともに常に見直し、交際費執行上の透明性の向上と公正の確保に努める。

附 則 この基準は、平成25年1月1日から施行する。

別 表 (第3条関係)

役職名等	生花等
教育委員本人及び配偶者・実父母	生花1万円、弔電
元教育委員	弔電
市町村教育長	他市教育委員会との協議
学校教職員	弔電
学校医、学校歯科医及び学校薬剤師	弔電
各種委員 <sup>※1</sup>	弔電
各種団体の長 <sup>※2</sup>	弔電
市議会議員	弔電

※1 社会教育委員、公民館運営審議会委員、文化財調査委員、スポーツ推進員及び図書館協議会委員

※2 社会教育・スポーツ関係団体の長(教育委員会が指導、育成しているものに限る)